別表Ⅱに次のように加える。

166　外科用接着用材料	1ｇ当たり13,300円
167　交換用経皮経食道胃管カテーテル	16,500円

別表Ⅴ区分０１５⑴②を次のように改める。

②　カフ上部吸引機能なし	
ア　標準型	776円
イ　特殊処理型	2,640円

別表Ⅵ区分００６中「802円」を「878円」に改める。

別表Ⅵ区分００７中「805円」を「894円」に改める。

別表Ⅵ区分００８中「911円」を「1,000円」に改める。

別表Ⅵ区分００９中「854円」を「943円」に改める。

別表Ⅵ区分０１０中「1,230円」を「1,295円」に改める。

別表Ⅵ区分０１１中「87円」を「93円」に改める。

別表Ⅵ区分０１２中「100円」を「106円」に改める。

○農林水産省告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　⑴　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道深川市・磯谷郡蘭越町・虻田郡ニセコ町・紋別郡興部町・雄武町（以上一市四町について次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的　水源のかん養

⑶　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　次の森林については、主伐は、択伐による。

上ノ国町・興部町・雄武町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）、江別市、遠別町

⑵　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

⑶　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑷　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　⑴　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市萩荘字栃倉南六三の一、六三の一三、七一（次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的　水源のかん養

⑶　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

⑴　主伐に係る伐採種は、定めない。

⑵　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑶　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市江刺区田原字大平四二の一、四二の一二から四二の一四まで、七〇の一、七〇の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字笠見字大沢谷七九〇の一（次の図に示す部分に限る。）、七九一の一、七九一の二、字萩野七九二の一（次の図に示す部分に限る。）、七九二の一〇、字牧原谷峰七九三の二・字鉄砲峰七九四の一・字切石ヶ平ル七九六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字奥萩野七九九の九一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　⑴　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字川上字墓ノ谷一八七、一八七の一、一八八、一八九、字林谷一九一から一九五まで、字上荒神二〇一の一、字波子ヶ谷二一五の一（次の図に示す部分に限る。）、字平七谷二一七の一、二一七の四、二一七の五（次の図に示す部分に限る。）、二一七の一八